

【 論 文 】

## アフリカ労働運動に関する一覚書

伊 部 正 之

はじめに

- 1 植民地支配と労働運動の発生
- 2 両大戦間期の労働運動
- 3 戦後民族解放運動と労働運動
- 4 アフリカ統一運動と労働運動
- 5 アフリカの危機と労働運動

はじめに

世界の労働組合運動はいまや大きな転換期をむかえている<sup>(1)</sup>。それはさしあたり以下の諸点に要約されるであろう。

第1に、いわゆる戦後冷戦体制の崩壊によって国際労働組合組織の再編がすすもうとしていることである。すなわち、戦後東西対抗の重要な一翼を担ってきた世界労連（世界労働組合連盟＝WFTU、45年結成）と国際自由労連（国際自由労働組合連合＝ICFTU、49年結成）の競合関係は、ソ連をはじめとする社会主義諸国の深刻な危機状況に連動した世界労連の事実上の解体状況によっておわろうとしている。

第2に、戦後の国家独占資本主義体制のもとで展開した多国籍企業の一般化や、さらにはEC統合の深化などが、一国的労働運動の限界をあらためて明らかにし、国際労働組合組織の新しい編成基準や新しい活動分野の展開をもとめていることである。たとえば、ヨーロッパ労連（ヨーロッパ労働組合連合＝ETUC、73年結成）は、EEC（ヨーロッパ経済共同体、58年結成）やEFTA（ヨーロッパ自由貿易連合、60年結成）の成立に対応するさまざまな労働組合統合の動きの延長上に成立したものであり、EC統合の深化に対応した全ヨーロッパ的規模での日常的・統一的な活動がますます重要になっている。この種の大規模的組織には、アフリカ労働組合統一機構（OATUU、73年結成）や、国際自由労連の地域組織などがある。

第3に、各国レベルでの労働戦線もまた、内外情勢の変化や産業構造等の変化のなかで、さまざまに消長と再編を経験しつつある。全体的状況としては、社会主義の権威失墜、労働者政党の後退、大企業・独占資本による労働組合支配、経済のサービス化と第三次産業の拡大、婦人・パート労働者の急速な増大などが、労働組合の空洞化と組織的後退をもたらしている。そして、日本にお

---

(1) 1988年10月の社会政策学会第77回研究大会は、「転換期に立つ労働運動」を共通論題にして開催された。筆者は「南アフリカにおけるアパルトヘイト体制の危機と労働運動」の報告を行なった。『転換期に立つ労働運動』（啓文社、1989年）を参照。

る総評（日本労働組合総評議会）の解散と「新」連合（日本労働組合総連合会）の結成（89年）もまた、こうした世界的・国内的な動向の一構成要素といえよう。

さて、本稿は以上のような大況況にたつて、アフリカにおける労働組合運動の一端をうかがおうとするものである。そこには、世界的な共通項とともに、アフリカ独自の諸問題も垣間見えるはずである。ただし、アフリカは50カ国をふくむ広大な地域であり、「植民地大陸」としての歴史を共有しながらも、さまざまな地域的差異も少なくない。したがって、各国の個別事例を網羅的に並べることが技術的・資料的にも困難であり、以下では全体状況にかかわる中心的な事例をひろいながら、全体的な総括を試みることにしたい<sup>(2)</sup>。

## 1 植民地支配と労働運動の発生

イギリス産業革命にはじまる資本主義的世界体制の形成と発展において、アフリカは不可欠の歴史的役割を果たしてきた。すなわち、一説には1億人にも達したといわれるアフリカからの人口略奪（奴隷貿易）は、ヨーロッパ、アフリカ、アメリカ大陸をむすぶ三角貿易をつうじて、資本の本源の蓄積と産業革命のための重要なテコとなった。奴隷貿易はアフリカの絶対的な人口減少と生産力の後退、さらには新たな内部対立（奴隷狩りは主として黒人内部の種族間戦争として組織された）とさまざまな社会的荒廃をもたらした。そして、19世紀末にかけて世界資本主義が産業資本主義段階から独占資本主義段階に移行するとき、ヨーロッパ列強によるアフリカ支配は、その沿岸部支配から内陸部全体におよぶ全面的な領土的分割に発展し、帝国主義による植民地主義の支配体制が開発される。

この帝国主義的植民地支配のもとで、植民地の経済は本国経済に構造的に従属させられ、本国への原料資源の輸出、本国からの商品・資本の輸入が排他的に強制されることになった。このため、本国産品と競合する植民地産品はきびしく抑圧され、逆に特定産品の生産と供出が強制された。また、植民地支配の拡大は、道路・鉄道・港湾などの建設、鉱山・農園などの経営、物資の輸送などに龐大な労働力を必要とした。それは現地人（黒人）のほか、インド・中国などからの年期契約（苦力）労働者などによってまかなわれた。

現地人に労働力の提供（他人のための労働）を強いるために、いくつかの方策がとられた。すなわち、植民地権力による直接的な（あるいは現地人首長・長老をつうじた間接的な）徴発、囚人労働、労働税（つまり夫役）、人頭税や小屋税などの現金徴税による低賃金労働の強制、白人農園主による居住・家畜飼育許可と引きかえの労働地代の要求、賃労働参加を条件とする原住民指定地からの移動許可制度などであり、さらには依然として旧来とかわらない奴隷制度も存続してきた。また、こうして発生した賃労働についても、①それが出稼ぎ型の一時的賃労働に固定されたこと、②より多く働かせるためにより低賃金が強制されたこと、③賃労働者としての基本的権利を全く否定されてきたことなどによって、およそ自立した労働者階級の形成を阻止されてきた。かくして、アフリカに

(2) 前注でふれた研究大会にむけて、当初筆者がとりあげるべく期待されたのは「アフリカの労働運動」であったが、浅学にしてそれに答えきれなかった。本稿はこの宿題への接近の第一歩でありたいと願っている。

における強制労働や奴隷労働の存在は、第2次大戦後の植民地の独立期までつづくことになる。現地人労働者の地位の低さは輸入労働者にたいする奴隷的取扱いにも連動し、それが折にふれて国際問題にもなった。いずれにせよ、植民地支配と有色人蔑視、そして労働形態の低位性（単純肉体労働が中心）がこのような労働関係を維持させる条件にもなってきた。

とはいえ、本国市場あるいは世界市場と結びついた植民地経済の拡大は、現地人賃労働者（賃労働経験者）の層を厚くするとともに、本国経済や世界経済の影響をますます大きくうけるようになる。したがって、現地人労働者におしなべて無権利・低賃金・不熟練労働のみを割り当てるだけでは事態に対応しきれなくなり、本国文化（識字能力や生活習慣など）を体得した「同化」民や伝統的支配層などを中心に現地人の都市定着者がひろがり、都市労働者も漸次形成されてくる。また、第1次大戦とロシア革命、国際連盟やILO（国際労働機関）の設立などを契機に世界的規模でひろがりはじめた民主主義と民族解放の息吹が、本国などに遊学した一部先進分子をつうじて、アフリカにももたらされることになった。そして、第2次大戦はアフリカ植民地をも動員した総力戦であった。第1次大戦にもまして多くのアフリカ人が大陸の内外に従軍し、戦後帰還した彼らは、労働運動や民族解放運動の担い手として重要な役割を果すことになる。戦後の労働運動は民族解放運動とも結合して飛躍的な発展をみせる。

かくして、アフリカにおける労働運動の歴史は、①1945年まで（実質的にはいわば両大戦間期）、②1945～60年（いわば民族解放運動期）、③1960年以降（いわば独立以後期）に大きく時期区分できるであろう<sup>(3)</sup>。あるいはまた、以上の区分のうえに、第1次大戦の終結（1918年）とOATUUの結成（1973年）を小画期として追加することができるかもしれない。もちろん、こうした時期区分の妥当性については、さまざまな部分的例外をふくんでいる。たとえば、南アフリカや南ローデシア（現ジンバブエ）のような白人入植地でかつ鉱山地帯であったところや、リベリア（1847年独立）のように特殊な歴史的経緯をもつところなどでは、第1次大戦以前にも労働運動が存在したし、民族解放運動（と労働運動の結合）が第2次大戦直後の15年間にかぎられなかったことも自明である。また、宗主国のちがいやその植民地政策のちがいで、各植民地がもつ固有の諸事情なども、労働運動の形成と展開にさまざまな影響を与えたはずである。

## 2 両大戦間期の労働運動

アフリカにおける労働運動はすでに19世紀末から記録されている。たとえば南アフリカでは、ダイヤモンド鉱山や金鉱山の開発によってイギリス炭鉱業などから導入された熟練労働者たちが独自の組織を形成し、経営者にたいして組織の承認と職域保護（黒人労働者の参入防止）を要求している。また、白人労働者たちは、ダイヤモンド鉱山での検身制度（窃盗防止）が彼らにも適用されるのを拒否してストライキを行なった。一方、19世紀末には待遇の切り下げに抗議する黒人労働者のスト

(3) Wogu Ananaba, *The Trade Union Movement in Africa, Promise and Performance*, 1979, p. 1 もほぼ同様の時期区分を行なっている。なお、アフリカ労働運動史上の事象に関する以下の叙述は、本書をはじめ内外の多くの文献・資料を参照した。

ライキも発生した。

また、西アフリカは地理的にもヨーロッパに近く、そのため比較的早期に植民地化され、黒人労働者の発生も早かった。かくして、1874年にはアフリカ史上もっとも早い黒人労働者のストライキがシェラレオネで発生している。また、ラゴス植民地（現ナイジェリア）では、97年に公共部門の労働者や病院守衛のストライキ、1902年と04年には鉄道事務員などのストライキが発生し、12年には最初の労働組合が成立した、しかし、植民地支配への抵抗運動の中心は伝統的権威をもつ首長や長老を中心とする暴動・反乱などであり、賃労働者は階級的にも未確立であり、組織的にも未分化であった。

したがって、南アなどの先駆的・特殊な例外を別にして、アフリカでともかくも独自の労働組合や労働運動がめばえるのは第1次大戦後においてである。第1次大戦はアフリカをも戦場と化し、アフリカ人にも大量徴用と従軍、村落の破壊、飢餓などの犠牲を強いた。ベルサイユ講和条約は、アフリカにおける全ドイツ領を没収し、創設された国際連盟の委任統治領とした。国連憲章では、委任統治領や植民地における民生向上がうたわれ、国連の下部機構として設置されたILOにおいても植民地労働者の地位向上に注意がむけられることになった。もちろん、これらの建前とその実効性の間には大きなひらきがあったが、ロシア革命の成功や民族解放運動の高まりへの対応としての意味は明かであった。また、ベルサイユ会議にあわせて、19年2月に第1回の汎アフリカ会議がひらかれ、アメリカ系黒人の主導のもとに、カリブやアフリカからの代表も参加して、植民地の民族自決権などをうったえた<sup>(4)</sup>。そして、こうした状況下で大戦間期の労働運動がひろがり始める。

西アフリカでの賃労働の中心は、落花生やココアなどの収穫期に集中する出稼ぎ型の季節労働であった。こうした出稼ぎ型賃労働は鉱山労働についてもみられ、その極端に低い日雇い賃金は戦後不況のなかでさらに引き下げられ、そうした不満を背景に各地の鉱山で自然発生的なストライキが発生した。また、シェラレオネ鉄道の労働者たちは19年に「戦時ボーナス」を要求するストライキを成功させ、それは他の公共部門の日給労働者のストライキに波及した。26年に非公認の労働組合を結成した鉄道労働者は、労働条件の改善を要求するストライキを行ない、これを英領西アフリカ国民会議(NCBWA、西欧型教育をうけた新エリート層が20年に結成)が支持した。ラゴス植民地では19年から鉄道・港湾・公共部門でストライキがひろがり、30年代にも鉄道・鉱山などでのストライキと組合結成が記録されている。鉄道労働者のストライキは25年にフランス領西アフリカでも発生し、黒人兵士が弾圧出動を拒否したために、植民地当局も譲歩を余儀なくされた。このように、植民地労働者の闘争は容易に反植民地闘争に発展転化する可能性をはらんでいた。

このため、宗主国政府と植民地当局は、弾圧と懐柔の二面政策をとらねばならなかった。事実、20年代にはイギリス領西インド諸島(カリブ)において黒人労働者の大規模な暴動が相次ぎ、ついに労働組合権を獲得していた。そして、その影響がアフリカにまで波及することを恐れたイギリス植民地省は、30年の通達によって労働組合を公認する措置の実施を各植民地当局に指示した。しか

(4) 汎アフリカ会議は、第1回=1919年2月、第2回=1921年8～9月、第3回=1923年11～12月、第4回=1927年8月、第5回=1945年10月、の5回にわたっていずれもアフリカ外でひらかれた。会議の決議・宣言等については浦野起央編『アフリカ国際関係資料集』(有信堂、1975年)7～16ページ、および『アジア・アフリカ講座第4巻=A・A研究のために』(勁草書房、1966年)119～123ページなどを参照。

し、多くの場合、植民地当局や白人入植者たちはこうした通達を無視し、それを実施しようとする者を排斥した。ともあれ、イギリス領西アフリカでは30年代に相次いで労働組合法令が公布（32年ガンビア、39年シエラレオネとナイジェリア、41年ゴールド＝コースト）され、労働組合が制度上合法化された。こうして、30年代には主として鉄道労働者と公務労働者が大きな組合を形成した。38年には植民地省の労働担当顧問が任命された。

南アフリカでは、すでに19世紀末から鉱山業の発展によって白人労働運動が成立していた。そして、戦後不況に対応する鉱山合理化（黒人職種の拡大、黒人労働者比率の拡大）にたいして、22年には空前の鉱山ストライキが発生した<sup>(5)</sup>。しかし、ここでは白人労働者の既得権の侵害だけが意識され、白人労資間の闘いにとどまった。世界大戦はまた南ア土着の商工業を発展させる契機となったが、戦時インフレのなかで19年には黒人の港湾・鉄道労働者のストライキが成功し、20年には黒人中心の商工労働者組合（ICU）が結成され、さらに28年には各種の組合によって非ヨーロッパ人労働組合連盟（NEFTU）が結成された。しかし、30年代の恐慌・不況期には、白人優越＝黒人抑圧体制の確立と黒人労働者の出稼ぎ的性格のもとで、黒人労働運動は大きく後退した。また、南ローデシアでは、大戦前の12年に黒人労働者によるワンキー炭坑ストライキがあり、20年代には南ア ICU の働きかけによってローデシア商工労働者組合（RICU）が結成され、30年代半ばまで活動した。

東アフリカのケニアでは、高原の優良地が白人入植者に占有され、黒人は小作人兼出稼ぎ労働者の地位にたたされた。植民地当局は、1906年の主従令、18年の居住原住民令、20年の原住民登録令などによって、出稼ぎ型賃労働や労働地代制度の維持をはかり、労働者階級の形成と労働運動の発生を防止しようとした。ここでの労働運動は、19世紀末のウガンダ鉄道建設期から本格的に導入されたインド人の指導によって30年代から本格化した。

第2次大戦は、アフリカの戦争動員の点で第1次大戦をはるかにしのぐものであった。より大量のアフリカ人兵士が、大陸内はもとより、中東、インド、ヨーロッパでも「民主主義」のために闘った。また、大戦はアフリカ自体にも大量の戦時労働力需要をもたらし、労使紛争を発生させた。そこで、イギリス議会は40年に植民地開発福祉法を制定し、植民地における労働組合権の保護、公正賃金条項の実施、14才未満児童労働の禁止などを義務づけた。かくして、イギリス領の各植民地において、労働法令の制定、労働省の設置、労働監督官の任命、労使紛争処理機構の設置などが相次いだ。もちろん、これらの一連の改革は、新たな統制と懐柔のための手段でもあった。ともあれその結果、大戦中から各植民地で労働組合の結成と登録がひろがり、戦時インフレに抗議する賃上げや最低賃金改訂のためのゼネストがナイジェリア、ゴールド＝コースト（現ガーナ）、ケニア、タンガニーカ（現タンザニア）、ウガンダなどで成功した。植民地当局は、ゼネストの経済的動機とともに、その政治的意義をも認めざるをえなかった。

フランス領では、本国における36年の人民戦線政府の成立によって、植民地における労働組合も合法化されたが、その同化政策の伝統（フランス語の読み書きのできる者だけが組合に加入できる）を維持したため、大衆的な労働組合の成立は44年8月法令がだされる大戦末期まで実現しなかった。南アフリカでも、大戦がはじまると都市工業が拡大し、黒人労働者の都市流入がうながされ、

(5) 拙稿「南アフリカにおける1922年ランド・ストライキ」（『商学論集』第51巻第2号、1982年）を参照。

黒人労働運動が復活した。41年には非ヨーロッパ人労働組合評議会 (CNETU) が結成され、その主力組合となった42年結成のアフリカ人鉱山労働者組合 (AMWU) は、46年の大ストライキによって戦後の南ア情勢に大きな影響を与えることになる。

かくして、第2次大戦までのアフリカの賃労働者は、鉱山、鉄道、港湾、農業さらには公務労働や一部の商工業に雇用されていたが、その絶対数もかぎられ、その多くが出稼ぎ的性格（農民＝労働者の二重性格）をおびており、低賃金・不熟練・無権利・不安定雇用のもとにおかれていた。したがって、いまだ労働組合や労働運動の存在が一般化するにはいたらなかったが、賃労働者としての集積度の比較的高かった鉱山労働者や鉄道労働者が、大戦間期における労働運動の主要な担い手となった。彼らの運動は植民地的な搾取への闘いであったがゆえに、直接的には経済的動機にねざすとともに、つねに政治的な意義をはらんでおり、しばしば政治運動と結合した。そして、その政治運動の中心を担ったのは伝統的指導層とそこから派生した新エリート層（西欧型教育によって植民地宗主国に半ば同化した人たち）であり、いまだ植民地の独立よりも植民地住民の政治参加・自治・民生向上をこそ要求していた。

### 3 戦後民族解放運動と労働運動

第2次大戦が戦後のアフリカ情勢に与えた影響は絶大であった。大陸の内外で従軍したアフリカ人兵士は、その戦場体験をつうじて白人神話や白人コンプレックスを克服していった。アジア戦線では自らの独立達成のために従軍するアジア人兵士から多くを学んだ。復員した兵士たちは、従来と変わらない差別と貧困、失業という現実をまえにして、各地で組織をつくり、街頭デモを行ない、植民地支配に反対する政治運動や労働運動の発展に大きな役割を果たした。また、45年10月に結成された世界労連は植民地における労働組合の結成に積極的にかかわっていった。時を同じくして18年ぶりにひらかれた第5回汎アフリカ会議は、従来のインテリ層中心から労働運動・大衆運動代表の会議となり、反帝・反植民地主義の立場を明確にした。さらに、大戦をつうじてヨーロッパ植民地宗主国の力が大きく後退した。彼らは一方ではアメリカに従属・依存し、他方では戦後国家独占資本主義体制の一環として、労働官僚（ナショナルセンター幹部）をも植民地支配の維持に動員した。彼らは労働顧問としてアフリカ各地に派遣され、発展する労働運動を植民地主義の枠内にとどめるべく工作し、職権を行使した。労働法令をふくむ植民地法令は労働運動を積極的に保護するものではなかったし、野蛮な弾圧行為も相変わらずであった。とはいえ、植民地支配の弱体化と主体的な民族解放運動の発展のなかで、戦後アジアから具体化した植民地の独立は、各種の国際連帯運動（55年第1回アジア・アフリカ会議など）をともなって、中東・北アフリカの独立へ、さらに黒アフリカの独立へと発展することになる。黒アフリカ17カ国が独立した60年は「アフリカの年」といわれ、こうした動きをイギリスのマクミラン首相は「変革の嵐」と表現した。

ともあれ、第2次大戦をへたアフリカの労働運動は一気に本格化し、各地でナショナルセンターが結成され、民族解放運動の重要な一翼を担うことになる。大衆的なひろがりをもつにいたった労働運動は、労働者の独自要求とともに民族独立要求をも積極的に闘うことによって、労働運動指導者のなかから有力な政治指導者を輩出することにもなったし、労働運動と結びついた政治闘争こそが、

より早くより高水準の国家的独立を実現させたということでもある。

西アフリカのイギリス領ゴールド＝コーストでは、47年の金鉱労働者による1ヵ月におよぶストライキ、48年の失業復員兵士による街頭デモにつづいて、妥協的な保守・小ブルジョア勢力に不満をいだくK.エンクルマや青年グループが49年に会議人民党(CPP)を結成した。CPPはゴールド＝コースト労働組合会議(GCTUC)との一体関係のなかで、他の植民地に先んじて高い水準の自治を獲得し、57年3月にはガーナの独立を実現した。エンクルマは自治政府の首相からガーナの初代首相となり、後に初代大統領となった。この過程で明らかなように、部族主義的・地域優先主義的な諸政治勢力が乱立する植民地社会において、エンクルマとCPPが全国的に圧倒的な支持を獲得することによって、部族対立・地域対立を理由とする植民地当局からの独立不可能論を打破しえたのは、ともかくも脱部族的・全国統一的な労働運動との提携を実現しえたことがきわめて重要であった。ガーナの独立はその後の独立運動の加速化に絶大な影響を与えた。

フランス領西アフリカでも、47年10月～48年3月のセネガルにおける鉄道労働者のストライキなど、50年代はじめにかけて各地で労働組合の結成と賃金・労働条件をめぐるストライキが相次いだ。そして、こうした動きにはフランス本国のナショナルセンターも積極的に関与していた。本国のナショナルセンターが植民地労働者の組織化をすすめた直接の動機は、さしあたり彼らの劣悪な賃金・労働条件が本国労働者の足かせにならないようにするためであり、そうした経済的要求をこえた政治的な諸要求にたいしてはおおむね消極的であった。同時に、植民地での組織勢力では、当初は、CGT(フランス労働総同盟、共産党系)系が圧倒的であった。CGTが支持された理由は、彼らが世界労連の方針にそって、もっとも早くかつ積極的に組織化をすすめただけでなく、CGTがフランス領西・赤道アフリカ全体をカバーする民族主義政党のアフリカ民主連合(RDA, 46年結成)を支持し、両者が提携して労働組合の組織化をすすめたこととも関連していた。RDAはフランス共産党とも提携し、そのほとんどが労働組合運動の指導者であり、フランスのカトリシズムにたいする宗教的反対者(イスラム)の代表としての役割をも担っていた。かくして、本国での共産党員閣僚の更迭につづいて、植民地でもCGT, RDAへの組織攻撃が行われ、これに呼応して48年ころからCFTC(フランス・キリスト教労働者連合)が進出しはじめた。こうした動きのなかで、49～52年には人種差別反対と労働法要求のストライキが各地で頻発し、52年12月にフランス議会は海外労働法典を制定した。しかし、CGT系にたいする弾圧はつづき、海外労働法典の適用も不平等であった。そこでCGTギニア支部はセクー・トゥレの指導のもとに53年9～11月に72日間のストライキを闘って、その平等適用を獲得した。

50年代に入って、RDAのもとで成長した各植民地の支部政党が自立していった。他方では、50年代半ばから植民地労働組合の成長と本国離れも進行した。その結果、55年にはCGT系組合がアフリカ労働者総同盟(CGTA)、CFTC系組合がアフリカ信仰労働者同盟(CATC)を組織し、さらに57年にはこれらに非加盟組合も加えて黒アフリカ労働組合総連合(UGTAN)が結成された。UGTANの組織構造は、①ローカル組合、②ローカルまたはリージョナル組合、③ナショナル組合(UGTANの各国支部)、④UGTANの4層または3層からなり、UGTANの目的は、①黒アフリカの労働者を統一し組織すること、②植民地体制その他あらゆる形態の搾取にたいする闘争において彼らの

労働組合活動を調整すること、③彼らの道徳的・物質的利益を防衛すること、④アフリカの労働組合主義の個性を肯定すること、であった。なお、ここでいう「アフリカの労働組合主義」についての明確な定義は与えられていないが、セクー・トゥレが（ヨーロッパ本国の）中心的労働組合主義のアフリカへの伸張の否定的影響（アフリカ労働組合の統一を破壊し、労働者の力を弱め、ある種の労働組合家たちにその使命感を忘れさせた）を指摘していることとの対比でみれば、アフリカ労働運動の独自性＝個性を意味するであろうか。

そして、58年9月のフランス第5共和制憲法（ドゴール憲法）の国民投票にあたって、UGTANは「ノン」（反対による即時独立）を提起したが、実際のノン票はギニアの95%とニジェールの22%にすぎず、その他は圧倒的に「ウィ」票であった。その結果、ギニアは即時独立し、セクー・トゥレが初代大統領となった。ギニアはフランスからの即時援助打ち切りにもかかわらず、「豊富ななかの奴隷よりも、貧困のなかの自由」（セクー・トゥレ）を選んだ民衆の高揚によって崩壊をまぬがれた。他方で、新しいフランス共同体にとどまった他の諸地域では、カサにかかったフランスによる労働法規の改悪によって、ストライキの規制、賃金・労働条件の押し下げがあり、労働者のあいだに「ウィ」を選ばせた指導者たちへの不満が増大した。その結果、ギニアの権威が高まる一方で、より完全な独立を求める闘争がひろがり、他の諸地域でも2年後の60年にはフランスの当初の思惑をこえた水準での独立を実現し、フランス共同体構想はそれとして手直しを余儀なくされた。また、ギニアの独立によるギニア大統領＝UGTAN 会長としてのセクー・トゥレの権威の高まりは、路線を異にする周辺諸国での警戒を呼びおこした。かくして、UGTAN 各国支部の「国有化」が組織され、各国独自のナショナルセンターが労働運動内部の独自の動きとして、あるいは政府の政治的・行政的介入の結果として結成されていった。

南アフリカでも、すでにみたように大戦中から黒人労働運動の新たな高揚がはじまっていたが、とくにアフリカ人鉱山労働者組合（AMWU）による46年の大ストライキは多面的な影響を与えた。すなわち、賃金改善を要求した10万人規模のこの空前の鉱山ストライキをひとつの重要な契機として、①ANC（アフリカ民族会議<sup>(6)</sup>、12年結成）が青年層を中心にして直接行動主義に転換し、②イギリス系鉱山資本の利害を代表する統一党政府が黒人労働組合の承認をふくむ一定の政策転換を提案し、③これに反発する白人労働運動がさらに右傾化し、④白人下層の危機感を背景としてアフリカーナー系の国民党が48年に政権をにぎり、以後今日までかのアパルトヘイト体制を推進するにいたっている。アパルトヘイトはアフリカーナー（アフリカ人の意）の言語であるアフリカーンス語（アフリカ語の意）で「隔離」を意味するが、社会体制化したアパルトヘイトは「国是としての人種差別・隔離体制」として把握されるべきであろう。ともあれ、このアパルトヘイト体制の推進のなかで、黒人労働運動は55年に南アフリカ労働組合会議（SACTU）を結成し、ANCをはじめとする各人種の会議派組織と提携して「自由憲章」（55年）を採択したが、これらの諸組織は60年3月のシ

(6) ANC (African National Congress) の日本語名は「アフリカ民族会議」としてもはや定着した状況にあるが、筆者はむしろ「アフリカ人全国会議」または「アフリカ人国民会議」が適切であろうと考えている（拙稿「反アパルトヘイト闘争の新たな高揚」『文化評論』1990年4月号を参照）。いずれにせよ組織名称の邦訳には慎重さを要する。



ャープビル大虐殺事件を契機に非合法化された（その後90年2月に合法化）。民族解放運動の波及とアパルトヘイトの断行によって国際的孤立を深めた南アは、61年5月に南ア連邦から南ア共和国に移行した<sup>(7)</sup>。

イギリス領の北ローデシアでも、戦後本国で成立した労働党政府が派遣した労働顧問の援助によって、鉱山関連労働者の組織化が本格化した。黒人労働者は賃金・労働条件だけではなく、職域上でも差別をうけており、この点で鉱山資本、白人労働運動との複雑な対抗関係を構成した。そして、50年代をつうじて黒人労働運動がその組織力と交渉力を高めていくなかで、50年代後半からはローデシア＝ニアサランド連邦（白人勢力主導で53年に結成）の解体と独立をめざす政治闘争に積極的にかかわっていった。この労働運動に主導された民族解放運動という性格はニアサランドや南ローデシアでも同様であり、白人部門にのみ利益をもたらした連邦は64年に解体し、マラウィ（旧ニアサランド）とザンビア（旧北ローデシア）が独立した。また、白人勢力が65年に「一方的独立」を宣言した（南）ローデシアは、はげしいゲリラ闘争と国際制裁の後、80年にジンバブエとして正式に独立した。

また、第2次大戦でもっともはげしい戦場のひとつとなった東アフリカのケニアでも、復員兵士の組合が組織され、その中心メンバーがやがて政治組織や労働組合の指導者になっていく。東アフリカにはインド系住民も多く、インドの独立やその後のアジア・中東・北アフリカでの独立運動の影響をうけざるをえなかった。かくして、鉄道労働者・港湾労働者を中心にアフリカ人やインドの労働組合が結成され、賃上げや家賃引き下げなどを要求してしばしばストライキを行なった。ストライキはそれ自体弾圧の対象にされたが、よりきびしい攻撃をうけたのは労働組合と政治問題・政治組織の結びつきにたいしてであった。非常事態宣言の発令をふくむきびしい弾圧にもかかわらず、労働運動の息の根はとまらなかった。東アフリカ諸国は60年代はじめに相次いで独立した。

#### 4 アフリカ統一運動と労働運動

諸国に先がけて独立を実現したガーナとギニアは、アフリカにおける国際連帯の具体化として、アフリカ統一運動を積極的に推進した。それはとりわけ国家レベルと労働運動レベルを中心にとりくまれたが、戦後における民族解放運動と労働運動の不可分の関係からすれば、それはまた当然のことであった。かくして、アフリカの労働運動は、新しい条件と課題を与えられることになる。

アフリカにおける労働組合の結成と結集は、植民地宗主国のナショナルセンターのあり方に大きく規定されてきた。フランス領ではCGTをつうじて世界労連につながるものが主流をしめ、一部にはカトリック系のCFTC（キリスト教労働総同盟）をつうじて国際キリスト教労連（国際キリスト教労働組合連盟＝IFCTUまたはCISC）に組織された。また、イギリス領では、TUC（イギリス労働組合会議）をつうじて国際自由労連につながるものが圧倒的であった。こうしたなかで、亜大陸規模での結集体として、すでにみたように57年1月には西アフリカでUGTANが結成されたが、これは

---

(7) 拙稿「アパルトヘイトの歴史」（『アパルトヘイト——南アフリカの現実——』新日本出版社、1987年）を参照。

事実上フランス領での結集体であった。UGTAN は本国労働運動からの自立（それは必ずしも本国労働運動への反発ではなかったが）を前提にしていたが、やがて加盟各国の独立と利害の分岐のなかで、60年代初頭に解体した<sup>(8)</sup>。

そして、世界労連が独自の地域組織をもたない（アフリカ担当執行委員を任命するのみ）一方で、国際自由労連は、他地域の先例にならってアフリカでも大陸規模の地域組織の結成をめざした。国際自由労連は3回にわたってアフリカ地域労働組合会議（ARTUC）を組織（第1回=57年1月アクラ、第2回=59年11月ラゴス、第3回=60年11月チュニス）し、その決定にもとづいて、国際自由労連アフリカ地域組織（ICFTU-AFRO）の設立が宣言された。創設時のAFROの組織勢力は、20ヵ国、20ナショナルセンター、約300万人といわれた。AFROの準備期（57～60年）における主要な問題は、各ナショナルセンターが新たな地域組織（AFRO）を道義的・財政的に支える意志をもちうるか否かということであった。当時の各ナショナルセンターは、何よりもまず自主財政を確立することができず、自らの存立さえ危うい状況にあった。それらの組織は、加盟の下部組合からの上納金がほとんど集まらず（そもそも一般組合員からの組合費納入率が極端に低かった）、手持ちの基金もなく、むしろ国際自由労連からの財政的支持によってともかくも存在しているのが実態であった。それはアフリカにおける労働組合の組織化が一面では植民地主義や冷戦対抗と結びついた上からの組織化であったこととも関連していた。したがって、この財政的弱点はAFRO成立後も容易には改善されなかった。そうしたなかで、64年にはいわゆる「ジャロー問題」が発生した。すなわち、この年4月の第4回アフリカ地域労働組合会議は、新設の地域書記としてA. E. ジャロー（ガンビア労働者会議＝GWU書記長）を選出した。しかし、彼は相変わらずガンビア本国での活動におわれてAFRO本部の活動をほとんどしなかったうえ、彼に付託されたAFROの基金のうちの相当額の流用（使徒不明）が明るみにでた。これにたいして、国際自由労連執行局は65年7月にアフリカでの全活動を本部書記長の監督下におく措置をとり、その結果、地域組織としてのAFROの自治・自立はさらに後退せざるをえなかった。その後、67年には国際自由労連本部とILO大会参加のアフリカ系加盟組織とのあいだでAFRO再活性化のための相談会（ジュネーブ会議）がひらかれ、翌年に予定される第5回アフリカ地域労働組合会議のための準備委員会を任命した。準備委員会は2つの勧告を行なった。ひとつはAFRO再活性化のための勧告であり、①労働組合権の防衛、②労働組合組織の激励、③各国の経済・社会発展計画への労働組合の参加、④団交活動を援助するための調査、⑤地域における貯蓄・信用機構を設立するための労働者への援助、などをもちこんだ。もうひとつの組織・財政問題についての勧告は、①上納金の配分を国際自由労連25%、AFRO 75%とすること、②6ヵ月以内の上納金滞納組織までは国際自由労連の国際連帯基金の配分を受けられること、③国際連帯基金からの加盟費控除制度は廃止すること、④AFROの役員は財政優良の加盟組織による推せん候補から選出すること、などであった。そして、これらの勧告にそったAFRO再編の具体化にはさらに4年

(8) これとは別に、北アフリカ・中東地域では、エジプトとシリアの組合センターの提案によって、56年3月に国際アラブ労連（国際アラブ労働組合連合＝ICATU）が結成されていた。これはアラブ民族主義を指導思想とし、国際組織との関係では中立の立場をとってきた。また、マグレブ（北アフリカ西部）地域では、89年12月にマグレブ労連（マグレブ労働組合連合＝UTUM）が結成された。

を要したが、70年代のはじめには、AFRO 創設期以来60年代をつうじてつねに問題となってきた汎アフリカの労働戦線統一問題が新しい局面をむかえることになった。

アフリカ諸国の独立の先陣をつとめたガーナとギニアは、アフリカ統一運動をもっとも積極的に推進した。58年10月のギニア独立の翌月には両国の首脳会談によって「ガーナ＝ギニア連邦」の結成が宣言され、将来の「西アフリカ独立諸国連邦」や「アフリカ合衆国」などが構想された。しかし、これら両国の路線は他の諸国に比してもっとも急進的（それが他に先がけて両国の独立を実現させたともいえるが）であり、諸国の独立につれて、アフリカ諸国のあいだにいくつかの分岐をみることになる。第1はブラザビル・グループであり、旧フランス領諸国が60～61年に会合を重ね、フランスと結びついたアフリカ・マダガスカル機構(UAM, 61年9月結成)を設立した。第2はカサブランカ・グループであり、ガーナ、ギニアをふくむ黒アフリカと北アフリカの急進的な諸国が61年1月に結集した。第3はモンロビア・グループであり、上記のカサブランカ・グループの成立に対抗して、ブラザビル・グループに旧イギリス領などの諸国を加えるかたちで61年5月に成立した。そして、こうしたグループ間の対抗は、63年5月のアフリカ統一機構(OAU)の成立によって国家レベルではともかくも統一のサヤにおさまったが、労働運動レベルでの統一にはさらに10年の年月を要した。すなわち、以下にみる全アフリカ労連(AATUF)とアフリカ労連(ATUC)の並立である。

58年3月のガーナ独立1周年記念式典を契機に、全アフリカ人民会議の構想が提起され、第1回全アフリカ人民会議が同年12月にアクラ(ガーナ)で開催された。その規約では、アフリカ各国の政党、労働組合などの団体で、この組織の目的に賛同するすべての団体が加盟できることになっており、その後、全アフリカ的規模で各分野別の組織化がはかられることになった。労働組合分野もそのひとつであり、そのための準備会が59年11月から組織され、61年5月に全アフリカ労連(全アフリカ労働組合連盟=AATUF)がカサブランカ(モロッコ)で結成された。AATUFには38ヵ国、45団体が結集し、本部をアクラにおいた。創立大会は、帝国主義・植民地主義反対と国際「非加盟」の立場から、アフリカ外の国際組織からの脱退(10ヵ月の猶予期間のうちに)をAATUF加盟の条件とした。これはとりわけ国際自由労連系組合の立場と相容れず、一部の組合は退席し、この条項をもちこんだ規約の採択は第2回大会(64年6月)にもちこされた。また、AFROと同じく、AATUFにとっても財政問題は基本的な弱点であったが、AATUF予算はその20%のみを上納金でまかない、残りの80%は社会主義諸国や友好諸団体からの支援に期待されており、ガーナ政府が多額の資金を提供した。また、AATUFの実権はJ.テテガー書記長(ガーナ労働組合会議=GTUC書記長)にゆだねられたが、その運営はガーナの外交政策を反映するものであり、その意味で、AATUFはカサブランカ・グループの労働運動版の性格をもっていた。しかし、66年2月のガーナにおけるクーデターは、エンクルマ政権を打倒し、ガーナTUCを禁止(のちに再建されたTUCはAATUFを脱退)した。かくして、AATUFは最大の財政的支持者を失った。66年5月のAATUF臨時大会は本部をアクラからダルエスサラーム(タンザニア)に移した。そして、69年3月にはAATUFと世界労連(WFTU)の合同会議がひらかれ、帝国主義的独占にたいする共同闘争をすすめるためのWFTU=AATUF連絡調整委員会を設置した。AATUFは73年のアフリカ労働組合統一機構(OATUU)の成立によって解散することになるが、その反帝・反植民地主義路線と国際非加盟原則

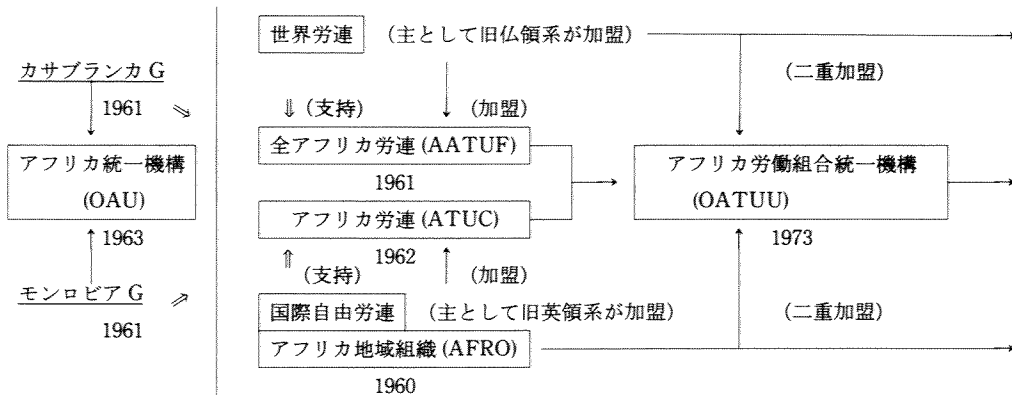
によって AFRO (50万人規模に後退) と対抗し、その意味で一定の歴史的役割を担ったといえよう。後者の原則は OATUU にも継承された。

そして、国家レベルにおけるカサブランカ・グループとモノロビア・グループの対抗は、労働運動レベルにおいて AATUF に対抗するいまひとつの大陸規模的組織をうみだした。すなわち、国際自由労連加盟のケニア労働連盟 (KFL) の提唱によって62年1月にダカール (セネガル) で結成されたアフリカ労連 (アフリカ労働組合連合=ATUC) である。これは61年5月の AATUF 創立大会への反発をひとつの契機としており、30ヵ国、41組織が参加したが、それには国際自由労連系を中心に、国際キリスト教労連系とこれに連なる汎アフリカ信仰労働者会議 (CATC) 系などがふくまれた。ATUC は「自由で民主的な組合主義の諸原則への忠誠」をうたい、AATUF とこれを支持する世界労連に対抗した。こうして、ともに労働運動の汎アフリカの統一を標榜する2つの組織が並立するなかで、63年5月の OAU の成立は労働運動レベルでも自主的統一の必要を意識させたが、63年10月の2者協議は失敗におわった。AATUF は国際非加盟に固執 (国際加盟は外部からの干渉と支配の手段にされる) し、ATUC は「結社の自由 (ILO 第87号条約、48年) と国内問題不干渉 (OAU 憲章) にもとづく統一」を主張した。しかし、AATUF がその後ガーナの後ろ楯を失って混乱する一方で、ATUC の財政基盤はさらに弱く (加盟上納金も内外からの財政支援もなし)、時折の声明活動以外にはほとんど存在を示しえなかった。かくして、これまた OAU 主導による73年の OATUU 成立によって、ATUC も消滅した。

その OAU は64年2月の閣僚評議会で汎アフリカの労戦統一問題をはじめて討議した。問題の中心は、国際組織への加盟の是非であったが、2つの国家グループの対抗関係がまだ克服しきれないなかで、議論は結着しえなかった。しかし、60年代後半の相次ぐ軍事クーデターの発生などによって、OAU 内での国家関係が流動化し、2つの労働組織の存在と対抗関係が相対的に稀薄化するなかで、69年3月には OAU 事務総長の立ち合いのもとで、AATUF と ATUC の合意が成立し、共同声明が発表された。それは、「両代表団は、アフリカ労働組合運動の統一達成と、あらゆる非アフリカ国際センターから脱退したすべての労働組合ナショナルセンターをまとめる独立した反植民地主義・反帝国主義のひとつの汎アフリカ労働組合センターの結成とに、その全面的な支持を与える」と述べていた。これは明らかに AATUF 側の勝利であり、その後の新組織結成の準備作業も AATUF 主導で、その憲章・規約を下敷にしてすすめられた。かくして、OAU の強力な指導と援助のもとに、73年4月にアフリカ労働組合統一機構 (OATUU) が成立した。その組織名称からも明らかのように、OATUU は OAU の労働組合 (TU) 版であった。そして、AATUF の国際非加盟原則をひきついだ OATUU 規約第8条は、「アフリカ労働組合統一機構と加盟組織はあらゆる国際労働組合組織から独立する。したがって、OATUU への加盟は、いずれの国際労働組合組織にも加盟していない全国組織にだけ認められる」と規定した。また、規約第1条では、「OATUU は各国のナショナルセンターのひとつだけを翼下に認める」と規定されている。しかし、こうした OATUU の立場とアフリカ各国の現実のあいだにはさまざまな程度にズレがあり、建前の一面的強調は新たな分裂や不統一の原因にもなりうる。そこで、実際の組織運営にあたっては、OATUU の役員ポストには純粋な国際非加盟組織からの推せん者だけが選ばれうるとか、複数組織をもつ国の役員立候補・発言・投票権などについて制限を課すなどの妥協的措置をとってきた。しかし、そうした運営の実際の仕方によ

っては、新たな組織問題を発生させる危険も少なくない。

ともあれ、以上の関係を整理すれば、およそつぎのようになるであろう。



## 5 アフリカの危機と労働運動

60年代前半に南部アフリカをのぞいて大勢を決したアフリカ諸国の独立は、民衆が期待したバラ色の夢をただちに実現することはできなかった。おくれた生産力とゆがんだ経済構造、人為的国境と国民的統合の困難さ、民主主義的経験の欠如などの負の遺産をひきついだ新興諸国では、いきおい政権党・国家（政府）・労働組合（党と国家に管理された労働運動）の一体化をつうじて、新社会の建設が目指されることになった。したがって、労働運動の力によって実現したはずの独立国家が、逆に労働組合の解散や再編、組合指導部の一方的入れかえ、組合活動の規制などを強行する事態が頻発した。はやくも60年代後半以来軍事クーデターが相次ぎ、アフリカ諸国が累積債務・飢餓・貧困・内戦などに苦しんだ70～80年代にかけては、じつに80%をこえる諸国が軍事政権あるいは一党制権力（えてしてそれはアフリカ社会の伝統や国民統合上の必要によって合理化されてきた）のもとにおかれることになった。その結果、ほとんどの諸国で労働者の実質賃金や付加給付が急速に下落し、インフレが昂進し、失業率も増大した。人口の70%が貧困か極貧の状態におこまれた。ストライキ禁止など労働者の権利にたいする規制も多くの諸国で実施された。これは社会的困難と強権政治の悪循環であり、まさしくアフリカの危機であった。労働者と労働運動は生き残りのための闘いをせまられた。

かくして、OATUU 結成後の労働運動の主要な課題は、一方では雇用・賃金・権利を守るための諸闘争を強めるとともに、他方では深刻化する累積債務問題や南部アフリカ問題での共同の活動を強めることであり、それは組織原則上の問題（国際非加盟問題）やイデオロギー・路線上の対立をさておきうるほどに共通の重大事であった。

アフリカ諸国にとっての経済・貿易条件の急速な悪化のなかで、75年2月に ACP（アフリカ・カ

リブ・太平洋) 46ヵ国と EEC (ヨーロッパ経済共同体) 9ヵ国のあいだで、貿易・産業・金融・技術協力協定 (ロメ協定) が調印された。OATUU は77年2月に世界労連との共催でこの問題についての労働組合会議をひらくなど、新国際経済秩序 (NIEO) 確立要求の立場から、ロメ協定の適用と改善を求める諸活動を行なっていく。また、84年3月には、国際自由労連とセネガル労働者全国連合 (CNTS) の共催によって「アフリカ労働者と世界経済危機」に関する汎アフリカ会議がひらかれ、主として労働組合のための活動指針や政策提言をふくむ「ダカール宣言」を採択した。さらに、87年12月には、世界労連と OATUU のイニシアチブのもとで「対外債務と債務返済に関するアフリカ労働組合会議」がひらかれ、「アジスアベバ宣言」を採択した。そこでは、アフリカの債務危機の原因を分析 (主として西側諸国に責任があるとしつつ、アフリカ諸国政府側の責任も認めている) し、問題解決の方法として棒引き・帳消しの正当性 (アフリカ側はすでに十分支払っている) を主張し、そのためのアフリカ債務国カルテルの結成 (OAU の勧告) を支持し、アジア・ラテンアメリカ諸国との連繫をうたっている。そして、89年8月には、債務危機問題を討議するアフリカ・ラテンアメリカ・カリブ諸国の労働組合会議 (サンパウロ会議) がひらかれ、OATUU 代表も参加した。ここでも債務問題について具体的な分析と問題解決にむけての労働組合としての対策提起がなされている。

また、債務問題におけるアフリカ諸国政府自身の責任として、さきのアジスアベバ宣言は、長年にわたる不適切な開発政策、過剰な外国資本依存、旧植民地宗主国の開発モデルの模倣、農村地域のほとんど完全な無視、経済の誤った管理、不安定な政治情勢、はびこる汚職などを指摘した。つまり、国民の自発的なエネルギーに依拠できない政治や運動は必ず行き詰まり、失敗するということである。こうして、80年代にかけて、労働者を先頭とする生存と権利のためのさまざまな形態の闘争がひろがった。そして、東欧諸国での改革にも触発されながら、90年代にむけてアフリカ諸国でも民政移管、複数政党制への移行が本格化しつつある。ただし、この方向が真に定着するにはいまだ一定の時間が必要であり、さらに、労働運動が真に党や国家から自立することも今後の重要課題のひとつであろう。

さらに、アフリカの危機を構成する重大要因のひとつである南部アフリカ問題は、①南ア共和国におけるアパルトヘイト体制、②ナミビアにおける南アの不法統治とアパルトヘイト体制の移植 (90年に独立)、③ポルトガル植民地支配の継続 (75年にモザンビーク、アンゴラが独立)、④ローデシアにおける白人少数支配 (80年にジンバブエとして独立)、そして⑤南アによる周辺諸国にたいする経済支配と軍事攻撃。などを内容としていたが、③④が一応結着した80年代には、①②⑤が一層重大化した。南アフリカでは、70年代のはじめに高度成長がおわると、そのシワ寄せをうけた黒人労働者による自然発生的なストライキと組織化の動きが強まった。同時に、世界的な構造不況の到来とせまい国内市場 (人口の75%に達する黒人の1人あたり平均所得は白人の10分の1にすぎない) によって新たな輸出市場の確保をせまられた南ア資本主義は、アパルトヘイト体制による熟練労働力不足 (白人の熟練独占) と労使関係の不安定 (労働基本権を許されない黒人労働者たちの実力行使の拡大) によって、アパルトヘイト体制の生産力的・生産関係の行き詰まりを経験することになる。こうして、70年代末からの労働政策の手直しによって、黒人労働組合の法認 (登録制度)、(白人への) 職種留保制度の廃止などが実施された。その結果、黒人労働運動がさらに活発化し、全国鉱山労働者

組合 (NUM, 82年結成) による84年と87年の大ストライキをはじめ、多くの産業分野で組合結成と強力なストライキが相次いだ。そして、85年には南アフリカ労働組合会議 (COSATU) と全国労働組合評議会 (NACTU)、86年には南アフリカ統一労働者組合 (UWUSA) という3つの黒人系ナショナルセンターが分立することになった。これは黒人解放運動における路線のちがいが労働運動にもち込まれたものである。ともあれ、84年の3人種体制への移行 (白人議会→白人、カラード、インド人の3院制議会) を契機に高揚した黒人解放運動は、労働運動というもともと本質的な要素を主体にすえることによって、質的な飛躍をとげたといえる<sup>(9)</sup>。こうした戦後直後期以来の黒人労働運動の高まりは、黒人労働者の賃金・労働条件の一定の改善をもたらし、それが多国籍企業にとってのうま味を減退させ、南ア撤退のひとつの引き金にもなっている。さらに、先進的な組合は撤退補償の獲得にも成果をあげている。そして、こうした深部の力の蓄積と西側諸国をも実質的に参加させた国際制裁によって、アパルトヘイト体制はいまやその解体にむけて大きく方向転換しつつある。こうしたなかで OATUU をはじめ、世界労連や国際自由労連は、アパルトヘイト反対の各種の共同行動日の取り組みや、南ア制裁の一環としての港湾荷役ストライキなどに参画した。また、他の国際諸機関による国際会議、セミナー、研究集会にも参加し、国連、ILO、EC などの対南ア政策にも一定の影響力を行使した。さらに、南アのアパルトヘイト体制に対抗する前線諸国が80年に結成した南部アフリカ開発調整会議 (SADCC) の下部組織である南部アフリカ労働組合調整協議会 (SATUCC) は、86年10月に「アパルトヘイトを打破し前線を強化する」ための国際会議をひらき、包摂的な対南ア国際制裁の実行と、その制裁実施の影響や南アによる不安定化工作とから前線諸国を防衛するための支援計画の具体化を要求した。

ともあれ、アフリカ諸国とその労働運動が経験した危機的状況は、戦後世界を規定してきたイデオロギー的対抗 (を装った国益優先的対抗) を許さないほどに深刻であった。したがって、問題を労働運動にかぎってみても、少なくとも73年の OATUU 結成以来、その内部に世界労連と国際自由労連の対抗をふくみながらも、結局は OATUU を前面にすえた両者の実質的な協力・共同をすすめるをえなかった。われわれはこの客観的事実に着目するとともに、労働運動が成立しうる原点と、労働運動統一の初歩的な原則を再確認することができるであろう。

本稿は平成2年度文部省科学研究費助成研究「現段階における国際労働組織の実態に関する調査研究」にもとづく研究成果の一部である。

---

(9) 拙稿「南アフリカにおけるアパルトヘイト体制の危機と労働運動」(『転換期に立つ労働運動』所収)を参照。